

〔制定 平成13年岐阜県公安委員会規程第4号〕
〔改正 平成17年岐阜県公安委員会規程第2号〕

岐阜県公安委員会の会議に関する規程を次のように定める。

岐阜県公安委員会の会議に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県公安委員会運営規則（平成13年岐阜県公安委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、岐阜県公安委員会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(欠席等の連絡)

第2条 委員及び警察本部長は、会議に出席できないときは、あらかじめ委員長に欠席の連絡をしなければならない。

(会議の記録等)

第3条 会議を開催したときは、公安委員会会議録（以下「会議録」という。）に次のことを記録するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 出席者
- (3) 議決事項及びその他議事の状況
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

2 会議録は、次回の会議開催時に当該出席委員の承認を得るものとする。

3 会議録は、10年保存とする。

(庶務)

第4条 会議の記録及びその他の事務は、岐阜県公安委員会事務室において行うものとする。

附 則(平成13年3月30日岐阜県公安委員会規程第4号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月11日岐阜県公安委員会規程第2号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。